

鳥取県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	美和あすなる居宅介護支援センター	鳥取市赤子田451	平成24年12月1日